

伊豆国の一ノ宮

三嶋大社正式参拝ツアー

神社の正しい参拝方法をご存知ですか？

初詣や七五三など、私たちの生活の中では身近な存在の神社ですが、正式な参拝の作法をご存知の方は少ないのではないのでしょうか。伊豆国の一ノ宮として由緒ある三嶋大社の歴史と正式参拝の作法を神職から直接学ぶことができます。また、普段は入ることのできない神域の案内や全員でのお祓いもあります。神社をより身近に体験する絶好の機会です！



大鳥居



神門



舞殿



本殿

ツアー行程

◎三嶋大社鳥居前集合

①神職による三嶋大社の歴史・正式参拝の作法の説明

②御本殿又は舞殿での正式参拝(昇殿参拝・玉串奉奠)

③お祓い

④神域(本殿裏)のご案内

⑤三嶋大社境内のご案内

⑥宝物館拝観

◎三嶋大社内で解散

(全行程で約 60 分)

設定時間限定

10:00

13:00

15:00

参加費 お一人様 2,000 円(税込)

※最小催行人員 5名

※正式参拝の玉串料・宝物館拝観料は参加費に含まれています。

※お申込み後、三嶋大社と予定を調整して日時を決定いたします。

※現地集合(三嶋大社大鳥居前)・現地解散となります。

〈お申し込み・お問い合わせ〉

一般社団法人 **三島市観光協会** 旅行センター

〒411-0036 三島市一番町 2-29

TEL:055-971-5000 FAX:055-971-8882

メール: info@mishima-kankou.com

ご相談ください！三島の旅！



一般社団法人
三島市観光協会

URL:<http://www.mishima-kankou.com/>

三島 観光

検索

国内募集型企画旅行条件（抜粋）

※必ずこの旅行条件書（抜粋）をお読み下さい。

本旅行条件書の意義

この書面には旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部になります。この旅行は一般社団法人三島市観光協会（以下「当協会」といいます）が企画・募集し実施する募集型企画旅行です。以下に記載する内容は抜粋であり、お客様と当協会の旅行契約は各コースごとの記載の条件と、別紙お渡しする取引条件説明書面、及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

1. 旅行のお申し込み及び契約の成立

申し込み書の郵送・お電話・FAXなど通信手段でのご予約の場合、当協会が予約を受諾した日（郵送・お電話・FAXの受け取り日）となります。

2. ご旅行代金について

(1) 各コース記載の旅行代金は、特に記載のある場合を除き大人1人様の代金です。

(2) 子供料金も同額です。

3. 旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当協会は天災地変・運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など、当協会が関与し得ない事由が発生した場合に、理由を説明して旅行契約の内容を変更することがあります。

(2) 運送・宿泊機関の利用人数によって旅行代金が異なるコースにおいて、お客様の都合で利用人数が変更になった場合は旅行代金の額を変更することがあります。

4. お客様による契約の解除

(1) お客様はいつでも所定の取消料を払って旅行契約を解除できます。

(2) 次に掲げる場合は取消料は頂きません。

① 旅行契約の内容に9項に例示するような重要な変更が行われたとき。

② 旅行代金が増額されたとき。

③ 当協会が確定日程表を所定の日（出発日の前日、7日以内の申し込み場合は旅行当日）までに交付しなかったとき。

④ 当協会の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

5. 当協会による旅行契約の解除

当協会は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。

① 旅行代金を当日お支払いいただけないとき。

② 予め例示した申込み条件の不適合が判明したとき。

③ お客様の病氣、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき。

④ お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるとき、および他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。

⑤ 最少催行人員に達しなかったとき。

⑥ 契約締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れが極めて大きいとき。

6. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲料料金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、超過手荷物料金、損害・疾病に関する医療費、空港諸税・施設利用料、運送機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

7. 当協会の責任について

当協会は当協会の故意過失によりお客様に損害を与えたときは損害を賠償します。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円（但しお客様に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供中止、官公署の命令その他当協会の関与し得ない事由により損害を被ったときには上記の責任は負いません。

8. 旅行中の損害の補償について

当協会はお客様が当協会募集型企画旅行にご参加中に、急激かつ外来の事故で生命、身体、手荷物に被られた一定の損害について、所定の補償金および通院見舞金、入院見舞金をお支払いします。

9. 旅程保証について

(1) 当協会は契約内容に掲げる重要な変更が行われたときは、当協会旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、変更補償金の額は、1募集型企画旅行について旅行代金の15%を限度とし、お客様1人について変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

① 旅行開始日または旅行終了日の変更。

② 入場する観光地または観光施設その他の旅行の目的地変更。

③ 運送機関の等級又は設備のより低い物への変更。

④ 運送機関の種類又は会社の変更。

⑤ 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更。

⑥ 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由地までの変更。

⑦ 宿泊機関の種類又は名称の変更。

⑧ 宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の条件の変更。

(2) 前記に拘らず、変更の理由が3. (1)に掲げた不可抗力の場合は当協会の変更補償金を支払いません。

10. 最少催行人員

特に明記するものを除き、最少催行人員は5名です。

11. 添乗員同行の有無

添乗員は同行しません。

12. 個人情報の取扱いについて

(1) 当協会はお客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様からお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当協会は、①当協会及び当協会各営業所の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスのご提供⑤統計資料の作成などにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当協会及び当協会の各営業所は、それぞれの営業所の営業案内、お客様のお申込みの簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。尚、当協会の個人情報保護法への対応については、当協会から情報漏洩が生じないよう最善を尽くすとともに、法令を遵守し、静岡弁護士会と協議するなど措置を講じます。

13. その他

(1) ツアーの催行中止に拘らず、金融機関が収受する振込み手数料はお客様負担となりますのでご了承下さい。

(2) この旅行条件（抜粋）は各パンフレット発行日を基準とします。

14. 旅行業務取扱管理者について

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、当協会の旅行業務取扱管理者にお尋ね下さい。

取消料・違約金

9～8日前まで	7～2日前まで	前日	当日	出発後
旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

お申し込み

お問い合わせ先

一般社団法人 三島市観光協会 旅行センター

静岡県知事登録旅行業第3-573号

総合旅行業務取扱管理者 水越 香

〒411-0036 静岡県三島市一番町2-29

TEL:055-971-5000 FAX:055-971-8882

※当企画の出発地等は三島市です。

お申し込み方法

- ① 下記お申し込み用紙に所定の事項をご記入の上、郵送又はFAXにて三島市観光協会までお申し込み下さい。
- ② 参拝ツアー料金は当日、集合場所にて集金いたします。
- ③ お客様の希望に基づき三嶋大社と予定を調整して、催行日を決定いたします。
- ④ 参拝希望日の10日前までに、お申し込み下さい。

お申し込み用紙（FAX◆055-971-8882）

参加希望日時・人数	代表者氏名・年齢	代表者住所・電話番号
参加希望日時（第二希望まで記入して下さい）	フリガナ	〒 —
① 月 日 時	氏名	TEL _____
② 月 日 時		FAX _____
参加人数 人	年齢 歳	※当日に連絡のとれる電話番号をご記入ください。